

新規燃料候補の取扱いについて

令和5年3月
資源エネルギー庁

新規燃料候補の取扱いについて

- 第83回調達価格等算定委員会において、業界団体から新規燃料として要望のあったバイオマス種のうち、非可食かつ副産物であると確認できているものについては、2023年度からFIT/FIP制度においてバイオマス発電の新規燃料として認めるべきとの意見が出された。
- また、稲わら・麦わら・籾殻については、食料生産への影響をふまえた継続議論を行うこととされた。
- 上記を踏まえ、本日は、農林水産省より、稲わら・麦わら・籾殻についてヒアリングを行いたい。
- 非可食かつ副産物であると確認できているもの以外の新規燃料候補については、食料競争に関する国内外の議論の動向や他用途の燃料需要の動向も注視の上、必要に応じて本WGにおいて個別に検討することとされた。
- 2023年度から追加となる新規燃料について、まずは実際の活用状況等の動向を注視するとともに、更なる検討に向けて他用途の燃料需要の動向を的確に把握していくこととしてはどうか。

(参考) 調達価格等算定委員会

「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」 (関連部分抜粋)

Ⅲ.分野別事項

5. バイオマス発電

(4) 2023 年度の取扱い (新規燃料の取扱い等)

③ 新規燃料の取扱い

- 今年度の本委員会において、業界団体から新規燃料として要望のあったバイオマス種のうち、非可食かつ副産物であることが確認できているものについては、「一般木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」として取り扱うこととした。また、同 WG において、ライフサイクル GHG を含む持続可能性基準の確認手段が整理された。こうした状況をふまえ、新規燃料候補のうち、同 WG から提案のあった燃料については、2023 年度から FIT・FIP 制度におけるバイオマス発電の新規燃料として認めることとした。(参考 92)
- 引き続き、稲わら・麦わら・籾殻については、食料生産への影響をふまえた継続議論を行うこととし、また、今回新規燃料として認めるバイオマス種以外のバイオマスについては、食料競合に関する国内外の議論の動向や他用途の燃料需要の動向も注視の上、必要に応じてそのバイオマス種の扱いを同 WG において個別に検討することとした。

(参考) 2023年度よりFIT/FIP制度の対象となる新規燃料

(参考) FIT・FIP制度の対象として追加するバイオマス

- 新規燃料候補（業界団体から新規燃料として要望のあったバイオマス種のうち、非可食かつ副産物であることができる（＝食料競合への懸念が認められない）もの）で、ライフサイクルGHGを含めた持続持続可能性基準の確認方法のあるバイオマスは以下。

新規燃料として要望のあったバイオマス種	①食用のバイオマスではないもの	②副産物に当たるもの※1	③持続可能性基準の確認方法があるもの	FIT制度の対象として追加するもの	
バイオマス発電事業者協会要望	EFB（パーム椰子果実房）		※3	○	
	ココナッツ殻		※3	○	
	カシューナッツ殻			○	
	くるみ殻		※3	○	
	アーモンド殻		※3	○	
	ピスタチオ殻		※3	○	
	ひまわり種殻		※3	○	
	未利用ココナッツ	－	－		
	照葉木果実		－		
	ミフクラギ果実		－		
	コーンストローペレット			○	
	ネピアグラス		－		
	ソルガム（こうりゃん）	－	－		
	ベンコワン（葛芋）種子		※3	○	
	ジャトロファ種子		－		
稲わら・麦わら	※2		※2	※2	
籾殻	※2		※2	※2	
サトウキビ茎葉			○	○	
ピーナッツ殻			○	○	
環境・エネルギー事業支援協会要望	キャノーラ油	－	－		
	大豆油	－	－		
	落花生油	－	－		
	ヒマワリ油	－	－		
	PAO（パーム酸油）		－		
	カシューナッツ殻油			○	○
	ジャトロファ油		－		
ポンガミア油		－			
規格外ココナッツ油		－			

－：基準を満たすことが確認できなかったもの

※1：2018年度の調達価格等算定委員会意見において、「当該燃料より付加価値の高い製品が産出されないものを主産物、それ以外を副産物」とすることと定義された。

※2：WG委員の意見を踏まえ、稲わら・麦わら・籾殻は、それ自体は食用バイオマスではないものの、これらを活用し食料生産を行っており、食料生産への影響を踏まえた継続議論が必要。

※3：バイオマス持続可能性WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載

(参考) 第20回バイオマス持続可能性WGでの委員意見

39

- 第20回WGにおいて、バイオマス利用に関する食料競合に関連して、飼料としての競合についても留意すべきとの意見があった。
- また、その他エネルギー分野における他用途とのバランス・競合を鑑みることも必要とではないか、との意見も出された。
- 新規燃料候補のうち、飼料や肥料・土壌改良資材としての需要が存在する稲わら・麦わら・籾殻については、食用の観点からの食料競合は考えられないが、食料生産への影響を踏まえ、食料競合に係る追加論点という形で議論を継続する。

バイオWGでの委員から主な意見

- ✓ 稲わらについては、食用の観点からの食料競合とはならないだろうが、飼料としての競合のポイントがあるのではないか。
- ✓ 業界団体要望からかなり時間が経過しており、状況が変化している。エネルギー分野における他用途とのバランス・競合を鑑みることも必要ではないか
- ✓ 今回新規燃料候補とならなかった非可食かつ主産物であるもの（エネルギー作物）も必要に応じて検討し直すタイミングかもしれない。再検討時は業界団体への再確認や土地利用に関する要件の確認をすべき。

(参考) 食料生産への影響

○飼料との競合について

農水省は、飼料自給率向上の観点から、重要な国産飼料として、国産稲わらの飼料利用の拡大を推進。

○肥料等との競合について

稲わら・麦わらは、肥料や土づくり資材として利用。海外からの原料調達に依存する化学肥料が高騰を受け、農水省では、食料生産維持のため、さらに国内肥料資源の利用拡大を推進。

籾殻についても、堆肥や農地の排水改良用の資材として活用。2020年には籾殻燻炭の施用をJ-クレジット制度の対象とするなど、食料生産だけでなく、温暖化防止の観点からも利用拡大を推進。